

入札説明書

1 発注業務の概要

業務名	令和2年度松くい虫等防除事業（特別防除・単県・空中作業）
業務場所	米子市淀江町本宮ほか
業務内容	松くい虫特別防除作業における有人ヘリコプターを利用した薬剤散布及び散布地の確認作業等 ※詳細については、別に定める仕様書のとおり

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす法人とする。

業務実績	平成22年度以後に、本件業務と同種の業務（有人ヘリコプターを利用した薬剤散布をいう。）を処理した実績があること。
事業許可	航空法（昭和27年法律第231号）第123条第1項の規定による航空機使用事業の許可を受けていること。
指名停止	米子市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
その他	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。 (2) 次に掲げる徴収金の滞納がないこと。 ア 市税その他の本市の徴収金 イ 消費税及び地方消費税 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

3 本件入札に対する質問及び回答

質問先	米子市総務部契約検査課 ファクシミリ 0859-23-5368 ※質問事項を記載した書面（別記様式5号）をファクシミリで送付のこと。
受付期間	この公告の日から令和2年5月11日（月）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合又は質問の内容が意見などの場合には、掲載はしない。

4 入札参加申込みの期限等

申込期限	令和2年5月11日（月）午後4時
申込場所	〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課 電話 0859-23-5364
提出書類	次の書類を、入札説明書に基づき各1部を提出のこと。 (1) 入札参加申込書（様式第1号） (2) 業務実績及び事業許可調書（様式第2号） (3) 消費税及び地方消費税の納税証明書（申込日前1年間に法定納期限の到来した消費税及び地方消費税の納税証明書。ただし、申込日前3か月以内に発行されたものに限る。） (4) 市税等同意書兼誓約書（様式第3号） (5) 役員等調書兼照会承諾書（様式第4号） ※（3）、（4）及び（5）に掲げる書類については、米子市の入札参加資格有資格者として登録されている場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。 (6) 返信用封筒（84円切手を貼ること） ※郵送の場合も、令和2年5月11日（月）必着のこと。 ※提出書類様式の電子データ（ワード形式）の交付を希望する者は、米子市総務部契約検査課（keiyaku@city.yonago.lg.jp）宛てに、業務名を明記の上、件名に「提出書類様式希望」と記載した電子メールを送信すること。

5 入札日等

入札日	令和2年5月19日（火）午後1時20分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎第202会議室

入札保証金	免除
入札書等の書式	入札書及び辞退届の書式は、米子市ホームページ掲載の「委託」分を使用のこと。
入札書の提出方法	郵便入札方式とする。 (1) 郵送方法 指定封筒（市が郵送するもの）により、配達日指定郵便、かつ、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかの手続きを郵便局で行うこと。 (2) 差出期限 令和2年5月15日（金） (3) 指定配達日 令和2年5月18日（月） (4) 提出物 入札書
指定封筒の送付	令和2年5月12日（火）に、入札参加申込者に対して、入札参加申込の際に提出された返信用封筒により、郵便入札で使用する指定封筒（入札書を同封するもの）を郵送する予定とする。
その他	(1) 入札者は、入札時に、立会人を参加させることができる。ただし、1入札者当たり1人を上限とする。 (2) 入札者が1者であっても、入札は執行するものとする。 (3) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。 (4) 入札に参加する資格のない者の入札は無効とする。 (5) 入札において予定価格に達する者がいない場合は、2回目の入札を郵便入札方式で行う。ただし、当該入札に参加することができるのは、当初の入札に参加した者に限るものとする。 (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（特に指定しない場合は、当該金額に1円未満の端数があれば、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。 (7) 鳥取県農業水産部森林・林業振興局森林づくり推進課「令和2年度松くい虫等防除事業単価表（春期）（特別防除・地上散布）」を契約検査課閲覧室で公開する。

6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部契約検査課（電話0859-23-5364・ファクシミリ0859-23-5368）とする。

- (2) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (3) 入札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。
- (4) 本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）に定める規定に基づき執行する。

様式第1号

入札参加申込書

令和2年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

私は、令和2年5月19日に実施される令和2年度松くい虫等防除事業（特別防除・単県・空中作業）に係る条件付一般競争入札への参加を申し込みます。

住 所

商号又は名称

代表者の職・氏名

⑩

担当者名・電話番号

業務実績及び事業許可調書

入札参加申込者 _____

1 業務実績

平成 22 年度以降において、本件業務と同種の業務（有人ヘリコプターによる薬剤散布をいう。）を実施した実績は次のとおりです。

業務名	
発注機関名	
履行場所	
履行期間	
契約金額	
業務の内容	
業務確認資料	別添契約書の写しのとおり

- ※ 鳥取県内での実績を優先して記入のこと。なお、その際に発注機関として、米子市、鳥取県、国、その他の公共団体、民間の順で優先すること。
- ※ 契約金額は、千円単位とし、百円単位は四捨五入して記入のこと。
- ※ 業務の内容は、対象面積も含めてできるだけ具体的に記入すること。

2 事業許可

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 123 条第 1 項の規定による航空機使用事業の許可に関しては、次のとおりです。

許可日	
許可番号	
許可証	別添許可証の写しのとおり

様式第3号

市税等同意書兼誓約書

令和2年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

米子市の市税等の納付義務がある者

私は、米子市の市税等の納付に係る情報を確認されることに同意します。
また、当該市税等に滞納があったときは、入札参加資格を付与されないことを承諾
します。

米子市の市税等の納付義務がない者

私は、米子市の市税等の納付義務がないことを誓約します。

※上記市税等とは、市税、保育料、市営住宅家賃その他市営住宅に係る納付金、下水道使用料、
下水道特別使用分担金、下水道事業受益者負担金、淀江町公共下水道事業負担金、農業集落排
水施設使用料、農業集落排水事業分担金、汚水処理場使用料、国民健康保険料、介護保険料及
び後期高齢者医療保険料をいう。

住 所

商号又は名称

代表者の職・氏名

⑩

(個人事業者の場合は、下記もご記入ください。)

代表者個人の住所 (住民票上のもの)

代表者個人の生年月日

明治・大正・昭和・平成 年 月 日

※作成上の注意事項

上記のいずれか、該当する□に「レ」を記載のこと。

役員等調書兼照会承諾書

令和 2 年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

住 所

商号又は名称

職・氏名

㊞

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として鳥取県米子警察署に照会することを承諾します。

役職等	氏 名	ふりがな	生年月日	性別

【注意事項】

- 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び監査役並びに米子市所在の営業所等の長が役員でない場合にはその長、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、個人事業者にあつては当該個人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている方の同意を取ってください。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第5号

質 問 書

令和2年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

住 所
商号及び名称
代表者職氏名 _____ (印)

担 当 者 名 _____
電 話 番 号 _____
F A X 番 号 _____

このことについて、次のとおり質問します。

業務名 令和2年度松くい虫等防除事業（特別防除・単県・空中作業）

番号	質問内容

(送信票は必要ありません。この質問書のみFAXしてください)

松くい虫等防除事業（特別防除・単県・空中作業）仕様書

1 業務内容

松くい虫特別防除作業における有人ヘリコプターを利用して行う薬剤散布及び散布地の確認作業

2 農薬使用計画の提出

農林水産省・環境省令第5号「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」第4条に定められた農薬使用計画書を農林水産大臣に提出する。

3 業務の期間

契約締結の日から令和 2年 7月17日

4 業務の予定日（散布日）

業務の期間のうちで4日間（6月1日、2日、6月15日、16日）とする。

ただし、雨、風天候などにより順延された場合はこの限りではない。

5 散布方法

一般散布とする。

松くい虫特別防除明細書に記載のとおりとする。

6 散布薬剤及び散布量

松くい虫特別防除明細書に記載のとおりとする。

7 使用機種及び散布諸元

別表に記載のとおりとする。

8 散布装置

社団法人農林水産航空協会が認定した型式で、定期検査に合格したものと
する。

9 標識

散布区域は紅白色の標識で囲まれた区域とする。

危険物は赤又は橙色の標識で示すものとする。

10 散布区域等の確認

散布区域及び危険物等については、散布前日までに必ず確認するものとする。

11 吐出量の確認

作業開始前に水を使用してノズルの吐出量を確認するものとする。

作業中も、ノズルから薬剤の漏れがないか操縦士・整備士は確認すること。

12 操縦士

航空法第23条の規定による航空従事者技能証明書（回転翼操縦における事業用操縦士に限る。）及び社団法人農林水産航空協会の農林水産航空事業技術確認証の交付を受けている者を配置すること。

13 散布飛行方法

散布飛行は、風下から散布し始める横風散布を基本とし、傾斜地での散布は等高線散布を原則とする。

14 飛散の防止

航空機を用いて農薬を使用しようとする区域（以下「対象区域」という。）において、風速及び風向きを観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

15 散布の中止等

- (1) 地上1.5mの位置における風速が5m/秒を越えるときは、散布を行わないものとする。
- (2) 気象条件の変化等による散布作業の中断、中止等については基地責任者（米子市）と協議するものとする。

16 安全対策

地上作業の作業員との連携を密にして、安全に作業を進めることに努めること。

17 その他

(1) その他作業について

その他作業については、「農林水産航空事業の実施について」平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知の農林水産業における空中散布の実施基準を遵守するとともに、米子市の指示に従うものとする。

(2) 期間延長費

雨、風天候などにより順延された場合の作業に係る費用は、期間延長経費として散布作業費の0.6%/日を支払うものとする。

(3) 大空輸費

鳥取県内の他市町村が発注する松くい虫防除空中散布業務と本業務を同一業者の同一機体で実施することとなった場合は、当該機体の大空輸費は一往復毎に、同一機体を使用した市町村数で按分し別途変更契約を締結するものとする。

(4) 県内空輸費

県内空費については、計上する。

(5) 確認飛行

確認飛行に伴う移動経費については、計上する。

(6) その他

その他作業の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議決定するものとする。

別 表

使用機種及び飛行諸元

1 散布量及び散布飛行速度

散布剤型	標準散布量 (L/h a)	飛行速度 (km(マイル)/h)	
		ヒューズ 500 ベル 206B	AS350B
液 剤 (一 般)	30~60	64~80 (40~50)	64~80 (40~50)
液 剤 (ガンノズル)	120~130	40 以下 (25 以下)	

※上記以外の機種を使用する場合は、同等の能力を有していること。

2 散布飛行高度及び散布飛行間隔

散布剤型	ヒューズ 500、ベル 206B、AS350B	
	飛行高度	飛行間隔
液 剤 (一 般)	樹冠上 10~15m	10m及び 27m
液 剤 (ガンノズル)	樹冠上 5~10m	5m

令和2年度松くい虫等防除事業設計書

鳥取県米子市淀江町本宮ほか

(事業区分:特別防除・単県・空中作業)

設 計 説 明 書

事 業	事業の内容	松くい虫を駆除し、又はその蔓延を防止するため、航空機(ヘリコプター)を利用して行う薬剤防除。					
	薬剤散布期間	自: 契約締結の日 至: 令和 2年 7月17日					
業 の 概 要	事 業 の 量	市 町 村 別	総計	カーテン散布 (MEP60リットル散布)	一般散布 (MEP30リットル散布)	N A C 散布	計
			ha	ha	ha	ha	
	米子市	—	358	—	358		
	—	—	—	—	—		
特記事項							

空中作業経費総括表

区 分	経 費 (円)	備 考
事 業 費		千円止め
消費税及び地方消費税		
計		

空中散布作業明細表

種 別	数 量	単 位	単価(円)	金 額 (円)	明細表及び単価表番号	備 考
大空輸費						
大空輸	2	回				
県内空輸費						
県内空輸	2	回				
確認飛行費						
確認飛行	358	ha				
確認飛行移動経費	2	回				
散布作業費						
一般散布	358	ha				散布面積179ha×2回
航空燃料運搬費						
一般散布	358	ha			単価表第1号	
夜警費						
警備費	5	日			単価表第2号	
夜間警備費	5	日			単価表第3号	
合 計						
						千円止め

散布料金明細表

(一般散布)

基地名	散布面積 (ha)	平均距離 (m)	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
大山橋	170	1,100			別紙 2 一般散布 散布面積 85 ha×2 回
松尾池	188	2,500			別紙 2 一般散布 散布面積 94 ha×2 回
計	358				

大 空 輸 費

算 出 基 礎

(1航空会社当たり・1事業主体当たり)

航空会社		大空輸距離 (往復) (A)	大空輸時間 (B=A/145)	大空輸単価 (C)	大空輸料金 (D=B×C)	事業主体数 (E)	大空輸費 F=(D/E)
		km	hr	円	円		円
	米子市大山橋	288	1.99			1	
	計	288	1.99			1	

(注) 大空輸時間は、機体数に大空輸距離(往復)を乗じ、空輸時速145km/hrで除した数値。

県内空輸費

算出基礎

(1回当たり)

空輸区間	空輸距離 (A) km	空輸時間 (B=A/145) hr	空輸単価 (C) 円	空輸料金 (D=B*C) 円
米子市大山橋 ~ 大山町松尾池	10	0.07		
計	10	0.07		

確認飛行費

算出基礎

(1ha当たり)

区 分	数 量	単 位 (ha)	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
確認飛行	1	1			
計					

(注) 確認飛行距離は、実施面積100ha当たり3.6km (1km×2+0.8km×2)

確認飛行移動経費

算出基礎

(1回当たり)

空輸区間	空輸距離 (A) km	空輸時間 (B=A/145) hr	空輸単価 (C) 円	空輸料金 (D=B*C) 円
米子市大山橋 ~ 米子市淀江町稲吉	4.6	0.03		
大山町松尾池 ~ 米子市淀江町本宮	7.4	0.05		
計				

第 1 号

単 価 表

1ha当たり

名 称	種 別	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
航空燃料運搬費	—	—	1	ha			一般散布
計							

第 2 号

単 価 表

人/日当たり

名 称	種 別	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
警 備 費	普通作業員	時間外	2.50	時間			
		普 通	5.50	時間			
計							

第 3 号

単 価 表

人/日当たり

名 称	種 別	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
夜間警備費	普通作業員	深 夜	5.50	時間			
		時間外	2.50	時間			
計							

別紙2 令和2年度松くい虫特別防除散布作業料金表

(1ha当たり・1回当たり)

1 一般散布(MEP 30%/ha、テクロブリド)

散布作業費 (円)	作業基地～散布区域平均距離 (m)									
	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000
	作業基地～散布区域平均距離 (m)									
	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000
	作業基地～散布区域平均距離 (m)									
	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000
	作業基地～散布区域平均距離 (m)									
	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000
	作業基地～散布区域平均距離 (m)									
	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,000
	作業基地～散布区域平均距離 (m)									
	5,100	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000
	作業基地～散布区域平均距離 (m)									
	6,100	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700	6,800	6,900	7,000
	作業基地～散布区域平均距離 (m)									
	7,100	7,200	7,300	7,400	7,500	7,600	7,700	7,800	7,900	8,000
	作業基地～散布区域平均距離 (m)									
	8,100	8,200	8,300	8,400	8,500	8,600	8,700	8,800	8,900	9,000
	作業基地～散布区域平均距離 (m)									
	9,100	9,200	9,300	9,400	9,500	9,600	9,700	9,800	9,900	10,000

別紙4

1 大空輸費

(1) ガンノズルには適用しない。

(2) 対象とする空輸距離は、ブロック基地(高松)から各係留基地までの直線距離とし、県内係留基地は次のとおり。

地 区	係 留 基 地	散 布 地 区	大空輸距離 (片道)
鳥取県中部	湯梨浜町波岡	鳥取県中部	140
鳥取県西部	米子市大山橋	鳥取県西部	144

(3) 大空輸費算出(1航空会社当たり・1事業主体当たり)

航空会社	大空輸距離 (往復) (A)	大空輸時間 (B=A/145)	大空輸単価 (C)	大空輸料金 (D=B×C)	事業主体数 (E)	大空輸費 (F=D/E)
A航空	280	1.93				#DIV/0!
B航空	288	1.99				#DIV/0!

注1) 大空輸時間は、機体数に大空輸距離(往復)を乗じ、空輸時速145km/hrで除した数値。

注2) 大空輸費は、複数の事業主体が同一の航空会社及び同一の機体で実施する場合には、事業主体数で除する。

2 県内空輸

(1) ガンノズルには適用しない。

(2) 同一作業日における係留基地と作業基地間の移動経費を計上する。

係留基地の変更を伴う場合、その移動経費を計上する。(移動後の係留基地を利用する実施主体数で按分する。)

確認飛行に伴う移動経費について計上する。

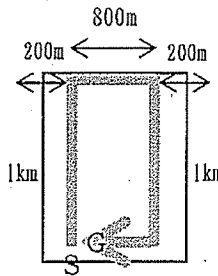
(3) 県内空輸費算出

空輸区間	空輸距離 (A)	空輸時間 (B=A/145)	空輸単価 (C)	空輸料金 (D=B×C)
～		—	—	—
～		—	—	—
～		—	—	—
～		—	—	—
～		—	—	—
計				

3 確認飛行

【設定条件】

- ・使用機種 206B
- ・時間当たり料金 383,240円(貸切運賃)
- ・探査飛行高度 100m
- ・探査飛行速度 30km/hr
- ・確認幅 200m
- ・確認面積/時間 600ha (30km/hr*200m)
- ・確認飛行距離 実施面積100ha当たり3.6km (1km*2+0.8km*2)



(1ha当たり)

区分	数量	単位	単価	金額	摘要
確認飛行	100 1	ha ha			
計					